

2024 年 10 月 22 日

トプコン 健康保険組合

マイナ保険証への切り替えに伴う資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

本年の 12 月 2 日から現行の健康保険証は新規発行が停止され、医療機関を受診する際には、保険証の代わりに基本としてマイナンバーカードを提示して頂くこととなります。（別途、マイナ保険証の利用登録が必要です）

つきましては、厚生労働省の指示に基づき、「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を送付いたします。

これは、すべての加入者の皆さんが安心してマイナ保険証を利用していただくため、健保で把握している加入者情報（マイナンバーの下 4 桁）をお知らせするとともに マイナンバーの紐づけに誤りが無いかをご本人に確認して頂くものです。下記に従い、ご自身で資格情報の内容をご確認頂くようお願い致します。

記

- 送付対象者：2024 年 9 月 28 日現在の加入者全員
- 送付時期：2024 年 10 月 31 日までに送付
- 送付方法：世帯単位に封入し、THQ 各庶務担当者、THQ 以外事業主経由での送付
- 送付目的：マイナ保険証の使用にあたっては、正しいマイナンバーを登録していることが必要です。
トプコン健康保険組合に登録されている資格情報等をお送りしますので、誤りがないことをご確認ください。
また、『資格情報のお知らせ』は以下の用途でご利用いただけますので、大切に保管してください。
(1) 各種健康保険のお手続きの際に必要な記号番号等の確認に利用できます。
(2) 令和 6 年 12 月 2 日以降、オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで保険診療を受診することができます。

トプコン健康保険組合に登録されているマイナンバーの下 4 桁を表示しています。

ご自身のマイナンバーと相違がないか、ご確認ください。

※ 誤りがあった場合は、トプコン健康保険組合までご連絡ください。

(連絡先)

トプコン健康保険組合

電話番号：03-3966-1244

メールアドレス：kenkouhoken.kumiai@topcon.co.jp